

**2021春季生活闘争および通年(2020年9月～)における「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直しと
ジェンダー平等・多様性の推進に向けた具体的な取り組み内容(2021年4月末時点)**

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
1. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し／ワークルールの取り組み		
(1) 長時間労働の是正に向けた取り組み		
①36協定の点検や見直し		
36協定の締結	協定の締結なく時間外労働が行われている場合は法令違反にあたるため、厚労省のガイドラインやチェックリストを踏まえ、速やかに36協定の締結にむけた労使交渉などに取り組み、これまで未締結だった職場での締結や、準ずる文書の締結となった	前進あり・妥結
通常枠 月:30時間 年間:180時間 特別枠 月:60時間 年間:360時間	組合要求通り	妥結
特別条項の上限の見直し 1ヶ月76時間 1年間600時間⇒1ヶ月70時間 1年間564時間	特別条項の上限の見直し 1ヶ月70時間 1年間564時間	妥結
特別条項付き36協定の見直し、総実労働時間一人あたり2000時間以内	特別条項見直し:月上限75時間→変更なし、年間660時間→600時間に変更	妥結
適正な年間時間の検討	特別条項の年間時間を一部の部署で短縮	妥結
36協定の締結	前年と同じく360時間で締結	妥結
36協定の特別条項、年間上限時間(600時間)の引き下げ	36協定の特別条項、年間上限時間を500時間に引き下げ。特別な理由がある労働者に対する制限の中に「妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性(妊娠婦)」を追記。	妥結
建設業上限規制適用までの期間における段階的な上限引き下げ	2024年の上限規制適用までの段階的引き下げ協議の継続	継続協議
特別条項の対象業務の削減	春季生活闘争要求とは切り分けて対応している。2021春季生活闘争の合意・妥結後、協議を開始し、締結に至っている。締結した内容については、左記取り組みに沿った対応となっている。	前進あり
②時間外・休日割増率引き上げの取り組み		
超勤単価の引き上げ	割増賃金の1時間当りの単価の改定(26/100→27/100)	妥結
時間外労働割増率アップ(25%⇒30%)	労使委員会の設置	継続協議
1か月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する割増率については、民間企業の実態を踏まえた引き上げを行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴い膨大な超過勤務が発生していることを踏まえ、超過勤務手当の全額支給に必要な対応をはかること。	諸手当については、民間の状況、公務の実態等を踏まえ、職員団体の皆さんの意見も聴きながら、必要となる検討を行ってまいりたい。	継続協議
③年次有給休暇の取得促進		
有給休暇取得促進(10日)	有給休暇取得促進(10日に向けて取り組み強化)	前進あり
計画年休の拡充	年間の計画年休日数5日⇒6日	妥結
一斉有給休暇取得	一斉有給休暇取得日3日	妥結
一斉有給休暇取得日 2日	要求通り	妥結
計画有休を利用した最大7連休の取得強化	計画有休を利用し、「4連休+4連休」または「最大7連休」のいずれかを従業員に選択させる連休制度を確立。	妥結
年次有給休暇を上・下期3日ずつ計画することで取得させる	年次有給休暇上期3日、下期3日の取得について計画付与により最低限取得する	妥結
年次有給休暇の付与日数の拡大 要求日数:23日(現行から+3日)	21年10月1日より、年次有給休暇日数を3日増加する。3日のうち2日分については、現行の時間単位特別有休同様に30分単位での取得を可能とする。なお、現行の時間単位特別有給休暇は廃止する。併せて総実労働削減に向けた、具体的な取り組みを行う。	一部到達
時間単位有給休暇制度導入	導入(2時間単位20回まで)	妥結
時間単位取得における有給休暇の新規導入(2時間有給休暇)	8回/年	妥結
時間単位有給休暇新設	時間単位有給休暇新設	妥結
時間単位有給休暇の制度導入	新設する。(上限は1日とする。 ※勤怠管理システム導入などを勘案し2021年度内に運用開始	到達

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
・時間単位の有給休暇制度の新設 1時間単位の有給休暇を年間1日分(8時間)取得できる制度の新設	有給休暇保有日数の内、1時間単位の有給休暇を年間1日分(8時間)取得することができる制度を新設する。	到達
半日有給休暇の取得日数上限(24日)廃止	上限回数撤廃	妥結
①年次有給休暇の最低取得日数を7日と設定すること。 ②勤続年数に関わらず年次有給休暇の付与日数を全社員一律20日とすること。	①見送る ②勤続年数に応じた日数について改善する。	妥結
年次有給休暇付与見直しの要求(前年度出勤率8割未満でも会社が認めれば、11日の有給付与)	前年度出勤率8割未満でも会社が認めれば、5日の有給付与	一部到達
年次有給休暇付与日数20日までの期間短縮	2年目より20日付与とする	妥結
年次有給休暇付与の一部改定	初年度付与日数12日とし、付与日数20日の到達年数を5年に早める。併せて、契約社員も改定	妥結
新入社員の年次有休休暇付与日を入社日へと変更	新入社員に対する年次有給休暇付与日を、入社日とする。	到達
年末年始の取得制限廃止	年末年始の取得制限廃止	妥結
時間単位年休の使用要件の撤廃	時間単位年休の使用要件の撤廃	妥結
当社で独自設計している時間単位休暇制度に関して、1日の取得可能時間数や取得単位、取得制限などの緩和を要求する。(育児・介護欠勤の時間単位化と同等の取得ができる制度へ)	要求通り	到達
有給休暇積立制度	有給休暇積立制度の新設	妥結
年次有給休暇において、上限を30時間とする時間単位取得を可能とすること。	労使間に引き続き協議する。	継続協議
保存休暇制度の有効期限撤廃	要求通り	妥結
職場における休暇取得推進に向けたマネージャー層のマネジメント強化	各種研修を通じて、マネージャーに対し、休暇取得および休日出勤時の振替指定休日取得のマネジメント教育を行う	妥結
2020年度最低取得実績+1日(個人別、グループ会社各社平均別)を2021年度に達成する	個人別:2020年度最低取得実績+1日、グループ会社各社別:8割取得を目指しつつ現実的数値を各社別に設定し取り組む	妥結
年次有給休暇、年5日以上の取得義務、取得促進、失効年休積立制度、夏季休暇の増、メモリアル、リフレッシュ休暇、一斉休業日、組合休暇	・年次休暇については、積極的に取得することを奨励していく。取得状況について確認し、取得日数が5日未満とならないよう、適切に取り組む。 ・夏季休暇については、職員及び非常勤職員に5日付与。	妥結
各法人に対して年5日の年次有給休暇の確実な取得の確認を行う。	各法人において、計画的な年次有給休暇の取得に向けた取組を行い、全職員が年5日の取得していることを確認。	確認済
有給休暇の取得向上について	有給休暇の取得向上に向け、取得基準日をわかりやすい運用に変更していく	妥結
年次有給休暇の取得に向けた取り組み	年次有給休暇の完全取得にむけ、一層の計画的使用促進に取り組みます。とくに、改正労働基準法等を踏まえ、年休の5日未満取得者の解消をはかった。	前進あり

④インターバル制度の導入、および導入済制度の向上

インターバル時間を11時間に延長すること。	インターバル時間を11時間とする。	妥結
勤務間インターバル11時間の導入	10時間からの導入決定	妥結
インターバル規制を現行8時間から11時間へ拡大	インターバル規制10時間へ拡大(2時間増)	妥結
勤務間インターバルの制度化	8時間の勤務間インターバル制度を導入する	妥結
勤務間インターバル制度の休息時間見直し	現行の8時間30分から9時間へ変更(試行運用)	妥結
現状、10時間のインターバル規制から11時間へ時間延長の要求	2021年度は試験的な運用をし、2022年度に本格運用を開始	妥結
勤務間インターバル制度(12時間)を導入すること。	継続して協議をおこなっていく。	継続協議

⑤すべての労働者の労働時間管理・適正把握

管理監督者を含むすべての労働者の労働時間管理	貸与しているPCのログの取得による労働時間管理。	妥結
適切な労働時間管理のため、タイムカード運用の管理・点検および適切な打刻に関する啓発に取り組むこと。	適切な労働時間管理のため、タイムカード運用の管理・点検および適切な打刻に関する啓発に労使で取り組む。	妥結
特定の部署・個人に偏らないように業務の平準化を進めることによる時間外労働の適正化及び無届残業を発生させないための労務管理教育の徹底	「必要な残業を行った場合は、必ず時間外労働の届出を行わせ、より適正な時間管理の実現を図っていく」ことで、合意	到達
不払い残業撲滅のため、厳格な勤務時間管理を徹底すること。	長時間にわたる超過勤務が集中しないよう、業務配分の調整等に努める。	継続協議

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
不払い残業の撲滅	時間外勤務手当財源を確保し、不払い残業の撲滅に取り組んだ。	前進あり
使用者の責務としてICT等を活用した客観的で厳格な勤務時間管理を直ちに行うよう措置すること。また、本府省における在庁時間削減の取組についても、人事院として積極的に役割を果たすこと。	本年1月29日に改正された「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」において、各府省等は「勤務時間管理システム」の導入等により勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間を「見える化」することとされており、人事院としても、超過勤務の運用の適正を図る観点から、必要な協力をしてまいりたい。	継続協議
⑥労働安全衛生法令にもとづく職場の点検、改善		
全国事業所での安全衛生委員会の設置	安全衛生委員会の設置及び運営方法について労使協議	継続協議
安全衛生委員会の定期開催の厳守	引き続き安全衛生委員会の定期開催の順守と、社内に産業カウンセラー、保健師を常駐させることを検討	おおむね妥結
「過重労働対策」及び「職場衛生環境対策」、「ストレスチェック」の実施状況の確認	安全衛生委員会を通じて「過重労働対策」及び「職場衛生環境対策」、「ストレスチェック」の実施状況共有、職場衛生パトロールの実施	前進あり
ストレスチェック制度の運用の明確化	就業規則への制度明記	到達
心の健康づくりに向け、安全衛生委員会を効果的に機能させ、予防と相談・治療、復職支援等において実行ある対策を講ずること。また、ストレスチェック制度を効果的に活用し、心の病の予防・防止に効果的に結びつけること。	・各職場の安全衛生委員会において年度目標を立て、ストレスチェックの実施や高ストレス者に対する産業医による面接、管理監督者に対する集団分析結果に基づく職場環境の改善指導などの取組を行っている。 ・管理職員を対象にメンタル不調者の早期発見・早期対応の教育を行うとともに、復職にあたっては産業医と連携した職場復帰計画を策定し、円滑な職場復帰が図られるように取組を進める。	継続協議
コロナ禍の非常時対応の経験を踏まえた、安全配慮体制と労働条件整備	引き続きまずは環境投資を行い、社員の安全・安心を確保し、働き方を変える後押しをする中で組合員の負担感の解消に努めたい	妥結
⑦その他、長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み		
年間休日1日増 89日→90日	年間所定労働時間2070:00⇒2024:00(46:00短縮)	妥結
総実労働時間削減について以下のとおり要望する。 (1)2019春闘の会社回答における公休数(110日)の引き上げの履行 (2)年間所定労働時間を1,984時間とする	総実労働時間削減について (1)2021年度の公休数を110日に引き上げる。 (2)年間所定労働時間を1,984時間とする。	妥結
年間所定労働時間2001:00→1978:00 休日3日増104日→107日	要求通り	妥結
年間所定労働時間1950:40→1942:50 休日1日増	休日1日増(1950:40→1942:50)	妥結
年間就業日数の見直し 1日 7:55→8:00 就業日数 246日→243日 年間 3:15時短	継続協議(2件あり)	継続協議
年間所定労働時間短縮	年間所定労働時間の短縮(休日2日増)	妥結
総労働時間の短縮	すべての労働者の始業・終業時間や休日労働の正確な実態を把握できる労働時間管理体制の構築に取り組んだ。 とくにテレワーク等においては、時間外労働を原則行わないこととし、行う場合は事前命令を徹底することを求めた。	前進あり・妥結
年間総労働日数245日を保持し、事業所間で異なる1日当たりの労働時間を7時間30分に統一し、全社の労働時間を統一する	7時間50分⇒7時間40分 (一部7時間30分)	妥結
所定労働時間の短縮	所定労働時間の10分短縮	妥結
営業休日の設定、営業時間10:00～19:00	60店舗で営業時間短縮(19:00閉店8店舗、20時閉店52店舗) 当面は感染拡大防止対策として一部を除き協定時間よりも短縮した営業時間を継続	妥結
1日の所定労働時間の短縮をはかること	所定労働時間の縮減にあたり、①労働時間の縮減分を補うための業務効率化、②業務運行体制の再構築に向けたサービスレベルの見直しやシステムを含めた大規模な見直し、③要員増や超勤増に係るコストの捻出、④現行の時間外労働縮減の取り組みのさらなる前進、⑤休息時間のあり方の「労働時間ガイドラインへの対応」に関する施策と併せた検討、⑥仕事のあり方そのものの見直しをふまえた業務体制のあり方等、今春闘では業務オペレーションの現状と課題の共通認識をはかり、今後も具体的な対応を求めていく。	継続協議
休日増加	年間休日4日増 114日→118日	妥結
年間休日増	2020年度下期目標達成時休日1日増 120日→121日	妥結
1日の所定内労働時間短縮か休日数の増加について要求し、労使協議の中で双方納得のいく方を取る	2022年度カレンダーにトライアルとして2日増の休日を設定する	妥結
来年から「夏季休暇」(3日間)を「リフレッシュ休暇」に変更し、夏季に限らず年内ならいつでも取得できる制度とすることを提案。	就業規則改正交渉の場で今年からの導入を主張し、認められた。	妥結
バースデー休暇を記念日休暇に変更(任意の月に取得可能に)	バースデー休暇を記念日休暇に変更(任意の月に取得可能に)	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
メモリアル休暇(自分の誕生日or結婚記念日の付近で取れる特別休暇1日)の完全取得を目指して、「ファミリー休暇」に名称変更し、家族のイベントにも取得できるように取得期間および範囲の拡大	メモリアル年休の取得条件に父母・配偶者・子供の誕生日を追加し条件を拡大する	到達
忌引き・配偶者出産・転勤時の公休取得条件の緩和	忌引き・配偶者の出産・転勤時の公休を連続ではなく、分割取得可能とする。	妥結
フレックスタイム	コアタイムを廃止し2時間の最低勤務時間を設定した。	妥結
休日や休暇中に取引先等の対応業務から切り離され、確実に休息できる環境整備	商慣習の改革のために、取引先トップへの働きかけを支援する	妥結
勤務時間外での電話対応等の労働時間管理	休日・夜間等において、余程やむを得ないケースを除いて電話対応等がないよう各職場に求めていく。やむを得ず対応したケースについては、勤務時間として取り扱う。	妥結
多様な働き方をさらに改革させるため、現在の諸制度(テレワーク、勤務間インターバルなど)のさらなる精度向上や拡充と、新しい諸制度の開発を労使間で協議。	多様な働き方にに関する諸制度については、今後も継続して労使協議を実施し、共有を図りながら進めていく。	妥結
・1ヶ月30時間を上回る残業実績について定期的に労使間で情報共有を図り内容を分析・検討し、不要とされる残業の撲滅に向けて対策を講じること。 ・36協定の特別条項は、事業所ごとに判断して必要な事業所だけ残し、段階的に廃止に向け見直しをすること。	1ヶ月30時間を上回る残業実績について、定期的に労使間で情報共有を図り内容を分析・検討し、不要な残業の撲滅に向けて労使で対策を講じる。	妥結
部署ごとの最低月1回のノー残業デーの設定に対し、周知を行う	推奨をする。ノー残業デーと別の制度も検討する。	妥結
業務・リソース・人事の3つの管理が難しくなるなか、36協定について改めて内容を精査し、経営の考え方を示すこと	今後の組織改正・要員計画について、経営課題等に応じて検証する。具体的な場として、「本部経営協議会」の設定が示された。	妥結
<会社提起事項>週休3日4日制度の導入	週休3日4日制度の導入は希望者が申請して利用する制度であり、働く日数の割合に応じて基本給や一時金、手当が按分されることにはなるが制度導入をすることになった。	到達
業務の簡素・効率化、役割分担や要員配置の見直し、時間外労働における事前命令の徹底、厳格な勤務時間管理体制を確立するなど、実効ある時間外労働の縮減策を講じること。また、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務分担や業務の進捗状況を的確に把握し、特定の職員に負担が生じないよう適切に指導すること。	・電子決済及びオンライン手続等、デジタルトランスフォーメーションを強力に推進するとともに業務の効率化・合理化を進める。 ・職員とのコミュニケーションを図りつつ、特定の職員に過度な負担がかかるとのないよう、業務分担の見直し及び業務の平準化に努める。	継続協議

(2) 有期・短時間・契約等で働く労働者の雇用安定や待遇改善の取り組み

①正社員への転換ルールの整備

有期から無期転換、正社員への転換制度の現状確認と促進。	労使協議会で継続協議・確認	継続協議
任期付研究員の採用については、採用後の育成・指導体制の充実によるキャリアパスの形成に努めるとともに、任期終了後の雇用を確保すること。	・任期付研究員に対しては、可能な限りパートナントポストを提示し、今後も若手任期付研究員の雇用安定と研究の継続性の確保に向け、人件費見込みのシミュレーションを踏まえつつ、パートナント試験採用及び選考採用を続けたいと考えている。なお、予算状況も厳しい中で、従来のような形でのポストを常に用意できるとは限らないことを承知願いたい。 ・配属先の上司からのアドバイスや同僚とのコミュニケーションを通じて、自ら与えられた研究業務の達成に向けて努力していくものと理解している。また、希望者全員にはテニュア審査を実施しており、合格した者については、任期満了後、パートナント職員として雇用している。	継続協議

②無期労働契約への転換促進

パートナー社員、クルー社員(契約社員)の現行5年勤務で無期転換を3年勤務で無期転換を要求	パートナー社員制度改定に合わせて、パートナー社員、契約社員の無期転換を3年に改定	妥結
<有期契約・再雇用>契約期間について	<有期契約・再雇用>半年契約から1年契約へ	妥結

③同一労働同一賃金の実現に向けた労働条件の点検もしくは改善

パート・有期・契約労働者に対する取り組み	契約労働者(有期・無期)の賃金・一時金制度化	妥結
<エキスパート>一時金の支給月給見直しに関する労使協議	<エキスパート>一時金の支給月給見直しに関する労使協議の場を設置	妥結
<エキスパート・契約>定期昇給+ベースアップ	賃上げ 平均1,570円0.84%(月給) 平均12.06円(時給)	妥結
<契約・エキスパート・パート・定期再雇用>時給換算10円以上の待遇改善	1,510円1.2%(月給制) 10円(時給)	妥結
<エキスパート・契約>時給増	<エキスパート・契約>時給平均30円増	妥結
<契約・パート>時給平均15円増	15円増(時給)	妥結
<エキスパート>定期昇給維持+2%賃金改善	定期昇給0.58%	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
準組合員(パート)の時給改善要求	・時間給1,000円未満は20円引き上げ ・時間給1,000円以上は10円引き上げ ただし、時間給が逆転する方については同額となるよう5円是正する。	妥結
正社員店長、契約社員店長、パート店長、3区分の店長職について、その明確な違いを示せていないことから、営業手当4000円を3区分同一金額にて要求。(パート店長は時間給換算)	パート店長の営業手当改定(1時間あたり10円増)	妥結
全従業員 企業内最低賃金 改定	全従業員 時間給860円⇒890円	妥結
地賃または産別最賃から一律増額(一律50円増)	勤務地最低賃金または産別最低賃金から一律50円増	妥結
任期付職員および臨時の任用職員の待遇改善	任期付職員および臨時の任用職員の給料・諸手当や、昇格・昇給について常勤職員との均等待遇を求めた。	前進あり・継続協議
契約社員に対する扶養手当の新設	契約社員に対する扶養手当の新設	妥結
同一労働同一賃金に関する取り組み	アソシエイト、再雇用者、勤務延長者への家族手当支給	妥結
無期契約嘱託社員・無期契約パートタイマーに対する家族手当の支給、退職金制度・退職慰労金制度の整備	無期契約嘱託社員・無期契約パートタイマーに対し、家族手当を支給することで合意。無期契約嘱託社員の退職金制度新設、無期契約パートタイマーの退職慰労金制度新設で合意。	妥結
パート・有期・契約労働者に対する取り組み	契約社員へ家族手当適用 契約社員へ結婚・出産一時金適用 契約社員へ有給による病気休暇60日	妥結
契約職員の待遇の見直し	寒冷地、特地勤務手当から段階的に是正していく。扶養手当、住居手当についても段階的に検討する。見なし労働時間手当の継続。	妥結
正社員と同様の手当の支給	嘱託社員・契約社員に住宅手当を4月より支給	妥結
契約社員・パートの時間外割増率、深夜割増率を正社員と同様にする。時間外割増率 1.25から1.35、深夜割増率0.25から0.30	契約社員・パートの時間外割増率の格差解消を実施。時間外割増率 1.25から1.35、深夜割増率0.25から0.30へ。	妥結
契約職員へのインフルエンザワクチン等の補助	契約職員のインフルエンザワクチン接種費用の一部補助	妥結
私傷病欠勤期間の新設 <エキスパート・無期パート>6ヶ月/3年 <有期契約・有期・パート・定年再雇用>1ヶ月/1年	要求通り	妥結
<全雇用形態> 個人積立年金制度の導入とカフェテリアプランの補助対象化	要求通り 2021年10月より実施	妥結
非正規社員の待遇改善	DC会社拠出金一律1,000円UP	妥結
<正社員・エキスパート> ありたい退職金制度を実現する労使協議会の継続設置	要求通り 継続設置	妥結
短時間会計年度任用職員の待遇改善	短時間会計年度任用職員について業務実態に即した勤務体系とし、フルタイム会計年度任用職員への移行を求めた。	前進あり・継続協議
非常勤職員等の雇用を確保するとともに、待遇改善を図ること。具体的には、①「時給1,100円以上」を確保すること、②職員と同等の一時金支給月数を実現するとともに、諸手当を支給すること、③休暇制度の新設及び無給休暇を有給化すること。 また、「同一労働同一賃金」に関する法施行を踏まえ、職員との均等・均衡待遇の早期の実現に向け、組合との協議と合意を基本に対応すること。	・契約職員の雇用維持とパートタイム職員への一時金支給が可能となるよう、主務省とともに最大限努力する。休暇制度は引き続き必要な拡充を検討する。 ・非常勤職員等の待遇改善に向け必要な予算の確保に誠意努め、休暇制度の拡充は各法人の実態を分析し必要な検討を行う。 ・非常勤職員の賃金は、一般職員の給与改定と併せて検討し、休暇制度は国の動向を注視する。	継続協議
積立特別休暇	正社員同様に、嘱託と契約社員についても積立特別休暇を現行の50日から100日まで引き上げ、制度改定時に積立特別休暇を30日付与する。	妥結
リフレッシュ休暇の算定基準改定 <正社員>契約社員期間を年数に入れる <エキスパート社員>有期契約期間を年数に入れる	継続協議	継続協議
①準社員・契約社員の休日数を法律に合わせ正社員と同数にするため、2日増を要求する。 ②準社員・契約社員の結婚休暇を1日、忌引き休暇については父母、子及び配偶者の死亡、兄弟姉妹、祖父母及び配偶者の父母の死亡をそれぞれ1日増を要求する。	①準社員・契約社員の休日数を年間2日増とする。 ②要求どおり準社員・契約社員の結婚休暇を1日増、忌引き休暇についても、父母、子および配偶者の死亡、兄弟姉妹、祖父母および配偶者の父母の死亡の場合、それぞれ1日増とする。	妥結
年次有給休暇付与の一部改定	初年度付与日数12日とし、付与日数20日の到達年数を5年に早める。併せて、契約社員も改定	妥結
<無期契約社員>休職期間改定 6ヶ月→勤続年数に応じて最大18ヶ月	要求通り	妥結
私傷病欠勤・休職制度について、正職員と同一制度化	正職員と同一制度になつてない4単組のうち、2021春季生活闘争では2単組が要求を掲げた。要求通りの回答とは至らなかつたが、雇用契約期間内の賃金保障、及び、雇用満了日について欠勤・休職期間分の日数を加算することになった。	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
同一労働同一賃金の考え方を前提とした均等・均衡待遇を労使で検討する委員会を継続	人事評価制度委員会にて継続協議する	継続協議
パート・契約社員に対して正社員との待遇差の内容や理由について説明義務が果たされるよう労使で確認出来る体制を整えること	パート・契約社員に対して正社員との待遇差の内容や理由について説明義務が果たされるよう労使で確認出来る体制を整える	前進
(3) 60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み		
①60歳以降の高齢期における雇用と待遇		
65歳定年延長制度の導入	65歳定年延長制度の導入	妥結
定年延長の取組み	定年年齢を65歳に引き上げる	妥結
65歳定年制の導入	2025年4月に65歳定年となるよう、1年1歳ずつ定年年齢を引き上げ	妥結
60歳以降の働き方	60歳から65歳まで一定の基本給で雇用予定	妥結
65歳定年制の導入	定年年齢について、2022年から段階的に引き上げ、2030年に65歳定年に完全移行するものとする。また、定年制度改定のスタートに向けて、引き続き定年延長プロジェクトで働き甲斐のある人事制度改定について協議をおこない、2021年度中の妥結を目指すものとする。退職金については60歳定年退職時を下回らないことを前提に、定年延長分は上積みすることとする。	妥結
定年延長を含む60歳以降の働き方について労使議論を開始すること	定年延長制度については導入までに時間がかかるため、2021年度早々に労使で議論を開始することとする。なお定年延長や70歳までの就業機会の確保などの制度面の充実だけでなく、シニア層がより活躍できる風土醸成も同時に検討していく。	到達
(1) 定年の引き上げに関する国家公務員法改正法案を速やかに再提出し、定年引上げを早期に着実かつ確実に実施すること。 (2) 事務・事業の円滑な遂行とディーセント・ワークを保障するとともに、定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用を実現すること。 (3) 職員に希望通りの再任用を保障するため、必要な定員を確保するとともに、定員の弾力的な取扱いなどについて協議すること。	国家公務員法改正案については、法案の提出について、検討を行っているところである。(3/16現在)	継続協議
62歳以降の勤続給減額の見直し	62歳以降の勤続給減額の見直し	妥結
60歳到達時の賃金の維持	継続	継続協議
60歳前と後の均等・均衡のとれた待遇を求める	今年度の労使協議のテーマとし、2022年3月からの新制度の運用開始を目指す	継続協議
一時金支給の要求	一時金の支給決定。加えて、制度全般についても継続協議することになった。	妥結
退職金の引き上げ	ポイント制の退職金制度であるが、今後過去分と将来分の引き上げを行う	妥結
60歳以降も弔慰金制度を適用	60歳以降も弔慰金制度を適用	妥結
シニアキャスティング制度における雇用延長期間について、満65歳到達から、満70歳到達までの引き上げを要求	対象者基準を設けた上で満70歳までの継続雇用制度を2021年4月1日より導入	一部到達
改正高齢者雇用安定法(70歳までの就業機会の確保)の施行開始に伴い、継続雇用制度の導入の検討	再雇用制度 65歳→70歳	妥結
65歳までの雇用延長制度を、65歳以降も延長することを要求する。	職務マッチングを実施したうえで、雇用を継続する嘱託制度を導入する。	一部到達
改正高齢者雇用安定法の取り組み(70才まで雇用の努力義務)に関する労使委員会の設置	設置の方向で調整	前進あり
定年再雇用期間改定5年(65歳)→10年(70歳)	継続協議	継続
改正高齢者雇用安定法への対応に関する労使協議の開催	70歳までの雇用確保に向けて、2022年4月より定年を65歳までに延長することを前提に60歳以降の働き方、人事待遇制度について労使協議を行う	妥結
2021年4月1日から施行される改正高齢者雇用安定法に基づき、2020年11月24日に臨時用務員の定年延長に関する申し入れを行った。	改正高齢者雇用安定法の70歳までの定年引上げ等の措置が努力目標になっているが、とりあえず臨時用務員2名の66歳までの1年間の雇用延長が実現できた。	交渉継続
60歳以降の柔軟な働き方について必要性を協議予定(具体的な要求ではない)	短時間勤務、短日勤務可	到達
定年再雇用嘱託社員に短時間勤務選択制度を導入する	定年再雇用嘱託社員に短時間勤務選択制度を導入する	妥結
60歳以降の柔軟な働き方について雇用延長嘱託の勤務形態の拡大について協議します	週3日勤務の適用を可能とすることを確認しました	到達
60歳雇用延長者(シニアスタッフ)へのカフェテリアプラン制度導入	導入する	到達

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
高齢者雇用に関する取り組み	希望者に対するグループ内企業の求人紹介といった再就職支援	前進あり
高齢者雇用と老後生活の安定に向けた取り組み	定年退職日延長(到達月末→年度末) 継続雇用者の賃金改善	妥結
63歳以降も休日の振替、季節休暇の条件を同等に	63歳以降も休日の振替、季節休暇の条件を同等に	妥結
改正高齢者雇用安定法への対応に関する労使協議の開催	70歳までの雇用確保に向けて、2022年4月より定年を65歳までに延長することを前提に、60歳以降の働き方、人事待遇制度について労使協議を行う。	妥結
①2020年度定年退職者及び既再雇用職員については、希望者全員を再雇用するとともに、本人の希望に基づく業務及び配置とすること。 ②人材の有効活用と今後の雇用の安定に向け、定年延長について労使協議を行うこと。 ③再雇用職員に対して、扶養手当・住居手当・寒冷地手当・特地勤務手当を支給すること。なお、退職時及びその後の異動に伴う赴任旅費について、実費を支給すること。	①再雇用を希望する者については、心身の故障のため業務に堪えられないなどの場合を除いて雇用する。また、従事業務については、当所が提示する業務及び本人の意向を踏まえた上で決定している。 ①今後、再雇用を希望する者の増加や一つの研究所等に再雇用者が偏ることも見込まれることから、効果的な業務運営を図れるよう検討する必要があるため、希望する全員の適切な雇用確保に向け、雇用場所、業務内容、雇用形態等を提示し、適切な配置に努めていく。 ②定年制延長については、今後の国家公務員における制度設計の検討状況を注視しつつ検討を行い、適切に対応する。 ③④再雇用職員の諸手当は、他機関や民間企業の支給状況や支給に係る判例等を把握・分析して適切に対処する。	継続協議

(4) テレワークの導入および導入済み制度の見直しの取り組み

①テレワークの導入および導入済み制度の見直し

テレワーク制度の新設を要求	テレワーク制度の新設	到達
在宅勤務制度の新設	在宅勤務制度の新設	妥結
テレワークの導入	テレワーク勤務制度の導入(サテライトオフィス勤務を含む)	妥結
コロナ禍におけるテレワーク運用の2022年3月末までに延長	要求通り	到達
テレワーク	テレワーク(在宅勤務)は導入済だが、利用可能な従業員の範囲を拡大した	妥結
多様なテレワーク制度の導入・対応	テレワーク制度の導入。4月1日から試行期間、これまでの外勤扱いではなく、出勤扱いとなり自宅で打刻ができるようになる。試行期間は正職員が対象となり、本格導入される令和4年4月からは契約職員にも範囲を広げる予定。	妥結
テレワークの導入について	テレワークの導入にあたっては、事前に労使交渉を行い労働条件の確認を行うとともに、職員の希望を尊重させることを求めた。また、制度実施している場合には、職員へのヒアリング等で実態把握をし、労働条件改善を求めた。	前進あり
在宅勤務手当の支給 200円／日を要求	200円／日を支給	到達
本社・オフィス勤務者の在宅・テレワーク手当を月2000円で新設要求	本社・オフィス勤務者の在宅・テレワーク手当を1日200円で新設	妥結
1.在宅勤務手当￥300/1日 2.カフェテリアプラン 項目追加 ・コロナ対策備品購入補助 ・テレワーク備品購入補助	1.在宅勤務手当￥200/1日 2.カフェテリアプラン 項目追加 ・コロナ対策備品購入補助 ・テレワーク備品購入補助	妥結
在宅勤務手当の新設について、組合員から在宅勤務開始前後の光熱費等の変化を調査し、1日あたり150円の手当付与を要求した。	在宅勤務手当1日150円で新設	妥結
在宅勤務勤務手当を導入すること	春闇要求にて、在宅勤務手当150円／1日の獲得	妥結
在宅勤務時に発生する電気代および通信費を立替経費として請求可能とすることを要求する	2021年4月1日より在宅勤務にかかる費用(電気代・通信代)の補填として、1日あたり100円を立替経費として精算可能とすることで合意	到達
テレワークに対する職場理解を求めるとともに、在宅勤務における個人負担が発生する課題を解消すること。	テレワークは一定の運用ルールを設けて継続する。在宅勤務に関して、必要となる電子機器は会社から貸与とし、通信費ならびに水道光熱費等は個人負担とする。	妥結
在宅勤務手当を新設すること	制度として認められなかつたが、現在の勤務実態から一時金を支給	妥結
コロナ禍においても業務遂行のため事業場・工場への出社が求められる組合員のみなさんへ、功労金支給を要求	出社/テレワークに関わらず、新型コロナウイルス感染症対策功労金として、一人あたり5000円を2020年度下期一時金支給日に合わせて支給	到達

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
・在宅勤務や感染対策等に掛かった費用の補填(全員一律50,000円/人) ・在宅勤務手当の新設(250円/日) ・新規に在宅勤務を行う場合の環境構築支援金(上限50,000円/人(実費))	・コロナ禍における費用補填として、一時金に特別加算(30,000円/人)を行う。 ・アフターコロナにおける新しい働き方を踏まえた福利厚生制度・施策の見直し 出社を前提とした現状の福利厚生制度・施策について、「在宅勤務に要する費 用補助の方法」「働き方およびオフィスの見直しに伴う食堂・昼食補助の在り 方」「適用開始時期」を2021年度上期中目途に労使で議論し、見直しを行う。	一部到達
テレワークに関する取り組み	テレワークによる個人費用負担増の実態調査の実施 →調査結果を踏まえた、手当新設の検討	継続協議
在宅勤務・テレワーク増加に伴う職員負担費用の解消のための手当等の新設など	在宅勤務の実施場所について自宅のみを認めてきたが、コロナ対策措置とし て、自宅の定義に配偶者、子供、親の居住する場所を4月から加える	継続協議
在宅勤務等をさらに進めていくうえで、可能な対象業務の選定及び環境整備等をはかること	テレワークについては18春闘で試行導入することを確認し、職場実態をふまえて、実施可能な部署において順次試行実施しており、今後も引き続き取り組みを推進していく。 在宅勤務は通勤時間を削減できる反面、様々な課題もあるため、今後、在宅勤務環境に関するアンケートを実施し、環境整備に努めていく。また、テレワークの実施により費用負担が生じることから、支給要件等を議論し、手当を支給することとする。	継続協議
テレワークに関する取り組み	テレワークにおける、生産性向上およびコミュニケーション改善の協議会を設置する	前進あり
リモートワーク促進のため、以下のとおり求める。(1)コワーキングスペースの拡充をすること。(2)最低限の通信環境(wifiルーターの貸与など)の整備をすること。	(1)今後もコワーキングスペース利用のための環境整備に努める。(2)要求の背景となっているリモート勤務については、通勤費補助の在り方などの課題もあり、今後事務折衝などで協議を続ける。	継続協議
テレワーク規程の新設	テレワーク規程2021年度内導入確認	前進あり
在宅勤務時の客観的方法による労働時間管理の導入(PCログ管理等)	在宅勤務時の客観的方法による労働時間管理の導入(PCログ管理等)	到達
在宅勤務制度の改善(超過勤務に対する対応など)	在宅勤務時に超過勤務を実施した際には、超過勤務申請書の提出を徹底し、不払い労働が生じないよう対処する。	継続協議

(5) 障がい者雇用に関する取り組み

①障がい者雇用率の把握と法廷雇用率達成に向けた取り組み

障がい者の採用方針と具体的な採用計画数、その実績と法定雇用率の遵守状況も含め、定期的に労使で確認を行うこと	障がい者の採用方針、採用計画数および採用実績、並びに法定雇用率の遵守状況について定期的に労使で確認を行う機会を設け、採用促進に努める	前進
法定雇用率達成状況の確認	達成を確認済	確認
障がい者雇用に関する職場の問題解決について担当窓口を設置し支援すること	障がい者雇用全般に関して人財本部に窓口を設け、採用・定着について関係部署と連携して支援を強化する	前進
障がい者が働きやすい職場環境の整備を行うこと。	職場環境の整備に努める。	継続協議
就業規則における入社時の提出書類(履歴書)について、「自筆」を削除	就業規則における入社時の提出書類(履歴書)について、「自筆」を削除	妥結
公務職場における障害者雇用については、2021年3月1日からの法定雇用率の引上げも踏まえ、引き続き、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働き続けることができるよう、人事院としての役割を適切に果たすこと。	障害を有する職員が自らの希望や障害等の特性に応じて、無理なく、かつ、安定的に働くことができるよう、平成30年12月にフレックスタイム制の柔軟化等を実現するための人事院規則等の改正(平成31年1月施行)を行うとともに、公務の職場における障害者雇用に関する理解を促進し、障害を有する職員が必要な配慮を受けられるよう、職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省庁の長が講すべき措置に関する指針」を平成30年12月に発出し、各府省に対して、当該指針に沿って適切に対応することを求める。 このほか、厚生労働省と連携して、各府省における合理的配慮事例の情報共有などの支援を行っている。	継続協議
機構の社会的責務に鑑み、自ら障害者及び中高年齢者の雇用の安定・拡大に引き続き取り組むこと。バリアフリー環境、移動方法、研修体制及び情報保障等必要な整備を行うこと。	・障害者の雇用については、積極的に採用と雇用継続を行うよう従来から通達を発出するなど、障害者の雇用を進めているところである。 ・また、障害のある職員が職務を遂行するための環境整備等については、平成28年4月施行の改正障害対法に基づく雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などの法的義務を十分に認識の上、通勤用自動車駐車施設の借上げ、公用車の改造、ジョブパートナーの配置等、できる範囲でその就労環境の整備に努めてまいりたい。	一旦交渉終了

(6) 治療と仕事の両立支援に関する取り組み

①疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組み

短時間勤務制度に「私傷病による療養」も利用対象とする。	要求内容通りで妥結。	妥結
治療による短時間勤務制度導入に向けた労使協議	継続協議	継続協議

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
・仕事と生活の調和、及び仕事と病気の治療の両立を実現するために、働きやすい環境を整えること。 ・疾病・怪我を抱える職員が治療と職業生活を両立して働き続けられるよう、短時間勤務や試し出勤等の職場復帰支援などの支援策を講じること。	診断技術や治療方法の進歩により、疾病等を抱えても休職等をせずに、治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まっていることは認識しているところである。そのため、病気の治療と仕事の両立支援に係る短時間勤務制度について、来年度に導入できるよう関係規定の整備を進めているところである。	一旦交渉終了
積立体暇の使用単位を1日から半日単位への見直し(療養・介護・妊産婦通院・不妊治療事由に限る)	春闇要求にて、積立体暇の使用単位を1日から半日単位への見直し(療養・介護・妊産婦通院・不妊治療事由に限る)を獲得	妥結
積立体暇付与条件を「負傷・疾病による治療・療養」まで拡充	要求通りとなった	妥結
積立年休制度の使途に「更年期障害に係る症状」を追加	2021春季生活闇争で1単組が要求を掲げ、要求通りの回答となった。	妥結
仕事と治療の両立支援に向けた短縮勤務制度の導入とストック休暇制度の拡充	ストック休暇について、半日単位での取得を認める(2件あり)	妥結
病気休暇の条件緩和	年次有給休暇の残日数がある場合でも取得可能	妥結
対象者の拡充を中心に、ルール変更に伴う協議を行う	現行制度として三大疾病および国指定難病罹患者が対象であったが、それに糖尿病、不妊治療を加えることになった	妥結
治療と仕事の両立支援についての基本方針表明と周知・治療と仕事の両立のための短時間勤務制度導入	仕事と治療の両立支援について基本方針を表明し周知する。休暇・休職に関する制度、勤務体系に関する制度を整備し周知する。	前進
①育児・介護・傷病関連制度について以下のとおり要望する。 (1)育児のための勤務制度(時間外労働時間の制限、深夜業の制限、勤務時間短縮)についての対象範囲を「子の小学校4年生終了まで」に引き上げること。 (2)育児・介護のための短日数制度の導入 (3)入社年次に関わらず私傷病休職期間を1年6ヶ月以上に拡充	育児・介護・傷病関連制度について (1)貴要望には応じられない。 (2)貴要望には応じられない。 (3)1年以上継続して勤務した社員の私傷病休職期間を1年6ヶ月へ延長する。(1年未満の社員は6ヶ月)	妥結

(7) 「働き方の見直し」に関するその他の取り組み

①その他の取り組み		
東京五輪2020大会時の労働環境について	東京五輪2020大会時の労働環境については、引き続き速やかに情報発信・情報共有を行い、混乱が生じないように努める。	妥結
長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、職場のみなさんが安全で安心して働く事ができる職場環境の整備や、社会環境の変化に応じた働き方の協議などを行うよう要求	産業医面談は効果的な周知方法等の検討を行う。また、新型コロナウイルスのワクチン接種に伴う社員の扱いについて協議を行う	到達
インフルエンザワクチン接種費用を助成すること	インフルエンザワクチン接種費用について1年4000円上限で助成	妥結
単身赴任者の赴任手当増額 要求額:15万円(現行から+5万円)	異動・出向者の様々な負担を踏まえ、また人材成長への期待を込めて、異動・出向時に支給される赴任手当を帯同・単身一律で10万円増額する。	到達
赴任下見時に1泊分の宿泊費支給	合理的な理由が認められる場合、1泊分の宿泊費を支給する。	到達
単身赴任手当の拡充 ・単身赴任手当を現行31,000円⇒40,000円への増額 ・家賃補助を賃料上限額へ増額	・単身赴任手当を40,000へ増額する。 ・家賃負担率については引き上げを行わず現行通りとする	一部到達
<会社提起事項>④帰宅交通費の実費支給化への変更	帰宅交通費の実費支給化への変更是、回数を15回(現行:13回)に増加し、実施時期を2021/4/1とし導入する	到達
別居手当の改善 現状:支給額 下限30,000円、上限40,000円 要求:支給額 下限40,000円、上限60,000円に引き上げ	支給額を下限40,000円、上限50,000円に引き上げることとする	一部到達
慶弔見舞金規程の事由別贈与金「出産祝金、香典」の一一律1万円の増額 (例)出産祝金 現状2万円 → 要求3万円	出産祝金は現状維持だが、香典については区分により引上げ額に差異はあるものの概ね要求通り現状から1万円引き上げされた。非同居の配偶者の父母、および同居の祖父母、兄弟、姉妹については5千円の引き上げに留まった。	到達
子供手当の見直し	引き上げ額:第一子1,000円、第二子1,000円、第三子1,500円 新設:第四子以降5,000円	到達
家族手当の引上げ 第二子の引上げ6,000円／月 配偶者以外の第一扶養の追加4,000円／月	第三子以降の手当引上げ4,000円／月(2,000円改善)	一部到達
交替勤務手当の見直し 30日稼働交替勤務の従事者に対する1回当たりの交替勤務手当の引き上げ 要求 現行水準に対して一律定額200円の引き上げ A勤務(8:00～17:00) 300円／回 → 500円／回 B勤務(16:00～1:00) 900円／回 → 1,100円／回 C勤務(0:00～9:00) 1,650／回 → 1,850／回	30日稼働交替勤務手当の1回当たりの手当額を、一律定額200円引き上げを実施する。	到達

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
2. ジェンダー平等・多様性の推進		
(8) 男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正の取り組み		
①男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み		
女性活躍推進に向けた取り組み (女性活躍推進法、男女雇用機会均等法等)	男女間の賃金格差の解消を図る	前進あり
女性社員の労働条件改善	労使検討委員会で検討する	妥結
賃金、昇格、昇給をはじめ、募集、採用、教育訓練、雇用形態、仕事内容などに関して、業務形態・職場実態をも踏まえるなかで、男女の均等な機会と待遇を確保すること。	男女雇用機会均等法等に基づき適切に対応し、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定、取組を進める。	継続協議
②生活関連手当での「世帯主」要件と、女性のみに証明を求める扱いの廃止に向けた取り組み		
男女間賃金格差の解消	生活関連手当において、世帯主要件や男女間で取り扱いが異なる規定がある場合は、見直しを求めた。	前進あり
(9) 改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動		
①改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の定着・点検		
ポジティブアクションへの取り組み	女性の管理職配置に今後、積極的に登用する	妥結
女性活躍推進に向けた取り組み (女性活躍推進法、男女雇用機会均等法等)	女性労働者割合の上昇を図る	前進あり
仕事の与え方や役割分担の男女差を無くし、男女問わず自己の希望に応じたキャリアアップができる環境整備に取り組むこと。	組合要求通り引き続き労使で議論を行う	前進
女性活躍推進法による一般事業主行動計画(第2期行動計画)について、進捗状況などを定期的に労使間で確認を行い、えるばし認定を取得するよう取り組むものとする。	女性活躍推進法による一般事業主行動計画(第2期行動計画)について、進捗状況などを定期的に労使間で確認を行う。えるばし認定は、第3期に取得するよう取り組むこととする。	前進
旧姓使用の制度化	14単組中8単組が制度化されている。2021春季生活闘争では1単組が要求を掲げ、要求通りの回答となった。	妥結
「男女雇用機会均等法」「改正障害者雇用促進法」等の精神に基づき、一切の差別が生じないように引き続き努めること。	職員の採用、待遇等に当たり、一切の差別的な取扱いをしないことは当然であり、差別が生じないよう引き続き努力してまいりたい。 なお、平成28年4月施行の改正障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害を理由とする差別の取扱いの禁止や合理的配慮の提供などの法的義務については、十分に認識の上、適切に対応してまいりたい。	一旦交渉終了
男女平等職場の実現	「男女平等の職場づくり推進チェックリスト」を活用し、実態を把握するとともに、組合員の声を集めた要求書を作成し、交渉を進めた。	前進あり
(1) 公務における女性の労働権確立を人事行政の重要課題として位置づけ、必要な施策の確立をはかること。 (2) 女性国家公務員の採用・登用・職域拡大をはかるとともに、メンター制度の実効性を確保するなど積極的な役割を果たすこと。	人事院としては、公務における女性の活躍推進を人事行政における重要な課題の一つと認識しており、第5次男女共同参画基本計画が決定されたことを踏まえ、令和3年2月1日、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」(平成27年12月25日人事院事務総長通知)の一部改正を行い、国家公務員法に定める平等取扱の原則、成績主義の原則の枠組みを前提とした女性の参画のための採用・登用の拡大、両立支援、ハラスメント防止対策など様々な施策を行ってきてているところである。引き続き、各府省の具体的な取組が進むよう支援してまいりたい。	継続協議
ジェンダー平等の推進(女性の活躍・推進、育児・介護における休業制度の取得促進、職場環境の整備等)	性差を理由とした不利益な取扱いはしていない。 母性保護に関する諸権利の拡充については留意していきたい。	継続協議
②合理的な理由のない転居を伴う転勤の是正		
組合員の人事異動については、本人の意向を尊重すること。また、職場環境等に変化が生じる場合にあっては、組合員の負担を最小限にとどめる等の対応を講じること。	職員の人事異動については、職務の特性及び職員の適性・能力等諸々の要素を総合的に勘案し、更に、本人の意向にも配慮しながら行っているところである。また、人事異動に伴い異動者の業務が円滑に行われるよう適切に対応してまいりたい。	継続協議
③妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての点検とは正		
妊娠出産、母性保護に関する諸制度、育児休業、介護休業制度の取得を理由とする不利益な取扱いを一切行わないこと。	結婚、妊娠、出産、育児介護休業制度を理由とする不利益な取扱いはしていない。	継続協議

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
(10) あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み		
①あらゆるハラスメントの防止に向けた取り組み		
ハラスメント一掃にむけた取り組み	セクハラ、マタハラをはじめとするハラスメント防止対策の強化を求めた。あわせて、ハラスメントの現状把握に努めた。	前進あり
ハラスメント根絶に向けたマネジメント教育	ハラスメントについて正しく理解し指導するために、部支店マネジメント研修、階層別研修等でマネジメント教育を行い、徹底する。	妥結
ハラスメント研修会の実施	ハラスメント研修会の実施	妥結
各種ハラスメント対策の改善。特にパワハラ対策の整備	会議等や講習会など各種啓蒙活動の拡充。	継続
すべての組合員・社員への各種ハラスメントに関する正しい知識の付与	すべての組合員・社員がハラスメントに関する正しい知識を得られる機会(人権啓発研修、e-learning等)を提供する。	妥結
ハラスメント防止のための研修の実施をはじめ、あらゆるハラスメント防止対策について万全を期すこと。	社会全般における制度の見直し状況を勘案し適切に対応する。ハラスメントの防止に向け、研修の実施等に取り組む。	妥結
ハラスメント防止に向けた取り組み (労働施策総合推進法・パワハラ・セクハラ等)	リモハラ・テレハラの防止に向けた機関紙による周知	前進あり
ハラスメント対策関連法への適切な対応	ハラスメントに関する相談窓口の設置	妥結
ハラスメント対策	ハラスメントについては職員がより相談しやすい環境を整備するため、相談員を増員する。	妥結
ハラスメントに対する対応の規程の策定時に協議を行うとともに、今後、課題等が生じた場合は、別途協議する。	3法人とは、職場からあらゆるハラスメントを撲滅するための十分な対応と当該者からの相談・苦情への迅速な対応、相談体制などを明らかにさせ規程の改正を確認した。	合意(3法人)
ハラスメント防止規定の策定	ハラスメント防止規定の策定	妥結
ハラスメント防止に向けた取り組み (労働施策総合推進法・パワハラ・セクハラ等)	労働施策総合推進法の改正に伴う就業規則の改定	前進あり
ハラスメントを許さないというトップメッセージの発信、企業風土の情勢、意識改革、教育の実施、ハラスメント対応窓口の周知徹底	要求通り	前進
1.ハラスメント防止に関する労使共同宣言を行うこと 2.ハラスメント防止に関する方針を明確化し、社内全職場へ周知、啓発を行うこと 3.ハラスメント防止に関する研修を定期的に実施すること	1.ハラスメント防止に関する労使共同宣言を発表し、社内の全職場へ内容の周知啓発を行う 2.ハラスメント防止に関する研修を定期的に実施する 3.上記内容については2021年4月より労使で協力し進める	前進
会社の取り組みの現状の明示と労使での対策協議の継続	ハラスメント全般で昨年よりさらに取り組みを強化する。社内のリスク対策会議における分科会の一つとして集中的に取り組んでいる。今年度の経営方針説明会において【ハラスメントを発生させない、許さない職場作りを目指す】という会社としての宣言を行った。	前進
カスタマーハラスメントの対策を講じること	社員がカスタマーハラスメントに遭遇した場合、どのように対応すべきか理解できていることが必要なことから、管理者の正しい認識が形成できるよう、研修等を通じた理解の浸透、マニュアルの整備、社内相談先の明確化等の取り組みを進めていく。	妥結
②「性的指向および性自認（SOGI）」に関する就業環境改善		
各自治体パートナーシップ制度で認められた従業員に対して、支給金や休暇・休職制度の適用を要求	要求通り解決	妥結
同性パートナーに対する事実婚者と同様の取り扱い	同性パートナーに対しては、事実婚と同様の取り扱いとし、現在の会社制度において事実婚関係者に適用している制度を同様に適用する。	妥結
同性パートナー事実婚を社内認定し、法律婚と同様の扱いとした	2021年1月より実施済 (グループ労組すべてに実施)	妥結
LGBT対応として、自認を含めたあらゆる性差別の禁止を就業規則に記載。同時に従業員啓蒙に向けた取組みを推進。	就業規則改定と従業員教育を実施	前進
雇用の全ステージ(募集・採用、配置・昇格・昇進、教育訓練、職種・雇用形態の変更、解雇・労働契約の更新)について、性別、性的指向・性自認を理由として差別的取り扱いをしないよう取り組むものとする。また、結婚・妊娠・出産を契機とする解雇および不利益取り扱いがないよう取り組み、性による差別的取り扱いを禁止するものとする。	要求通り確認	前進
ジェンダー平等・多様性推進の観点より、性的指向・性自認(SOGI)に関する理解促進を行ない、あらゆるハラスメントの撲滅に向けた教育体制を整える	eラーニングを含め、教育の実施を検討していく。	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
LGBTなど性的指向および性自認に関する取り組み	LGBTなど性的指向および性自認に関する理解を深め、必要に応じて職場環境の改善を求めた。さらに、アウティングの防止やプライバシー保護を求めた。	前進あり
(11) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備		
①育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み		
子の看護休暇の対象者を、中学校就学までの子を養育する従業員とする。	子の看護休暇の対象者を、中学校就学までの子を養育する従業員とする。	妥結
看護休暇及び育児短時間勤務制度の適用条件の緩和	看護休暇を取得できる子の対象範囲の拡大(中学校の就学の始期に達するまでに拡大)	妥結
子の看護休暇適用範囲拡大	「小学校6年生までの子を養育する者」まで拡大とする	妥結
育児介護等休暇・休業制度	・育児短時間勤務の取得可能時期を現行の「小学1年終了まで」から「小学3年終了まで」延長する ・積立休暇の取得目的に育児も加える	継続協議
小学校就学前の子の看護休暇の拡充 風邪や感染症など複数人の看護が必要になることも考慮し、子の看護休暇を小学校就学前から小学校卒業まで延ばすことを要求する	子の看護休暇の対象を「小学校卒業前の子」に拡充する	到達
子の看護休暇対象期間の延長	子の看護休暇対象期間の延長	妥結
子の看護・介護休暇について	時間単位で取得可能となり有給の休暇となった。	妥結
子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得「中抜け」を認める	子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得「中抜け」を認める	妥結
従前の休暇制度に加え、時間単位での取得に関して協議(4/1より)	従前も育児・介護休暇制度に時間単位での取得を導入(4/1より)	妥結
両立支援制度に向けた取り組み(育児・介護・治療等)	子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得導入	妥結
子の看護休暇・介護休暇の一部改定	時間単位の取得を可能とする	妥結
子の看護休暇・介護休暇の適用範囲の見直し	子の看護休暇・介護休暇の適用範囲を見直し全ての労働者が取得可能	妥結
育児・介護休業法の改定により、1時間での休暇取得が可能になった。それを拡大させるため、組合員全員が取得できる体制づくりを協議。	年次有給休暇の時間単位取得導入において、対象者を拡げるための協議を開始する。	妥結
積立有給休暇の制度化	2021年11月1日より施行とし、詳細は労使協議会で決定する	前進
傷病ストック有給休暇の用途拡大	介護を理由とした場合にも使用可能とする。	到達
積立有給休暇の介護利用時の条件緩和 高齢化が更に進むことや仕事と介護の両立支援の観点からも、より利用しやすい制度へ繋げるために「要介護1」で利用できるように条件を緩和	条件を「要介護1」に緩和する	到達
育児短時間勤務制度の拡充 (現行小学校就学前を、中学校就学前に拡充)	勤務時間短縮の対象となる子は中学校就学前とする	到達
両立支援に関する取り組み	育児短時間勤務制度の対象となる子の年齢を満9歳から満12歳へ引き上げ	継続協議
「育児短時間勤務」の期間を「小学校3年の3月末まで」から「小学校卒業まで」への延長を要求します。また、合わせて以下4点の関連する制度も「小学校卒業まで」への延長を要求します。①時間外労働および休日労働の制限、②育児・介護休業法上の時間外労働の制限、③子の看護休暇、④特別年次有給休暇の時間単位取得(育児事由)	「育児短時間勤務」の期間を「小学校3年の3月末まで」から「小学校卒業まで」延長。また、合わせて以下4点の関連する制度も「小学校卒業まで」延長。①時間外労働および休日労働の制限、②育児・介護休業法上の時間外労働の制限、③子の看護休暇、④特別年次有給休暇の時間単位取得(育児事由)	到達
育児時短勤務の対象を「小学校3年生に達するまで」を「小学校卒業まで」と改定。	要求通り	妥結
育児勤務期間制度、現行小学校3年生終了までを小学校6年生終了までに延長を要求する。	要求通りとする。	妥結
育児時短を小学校卒業まで拡充 ダイバーシティや少子化対策(育児支援)など踏まえ、社員が安心して働く・活躍できる環境づくりに繋げるためにも、現行の“小学校3年生末まで”を“小学校卒業まで”拡充	利用期限を小学校卒業までに拡充する	到達
育児時短勤務期間の延長	小学3年生⇒小学6年修了時まで	妥結
育児短時間勤務における適用学年を、小学校6年生修了までとすること。	育児のための1日の勤務時間の短縮における適用学年を、「小学校6年生修了前まで」に変更する。ただし、小学校4年生から6年生までの間は、会社の業務遂行に重大な支障が生じる場合、会社はその申し出を認めないものとする。	妥結
育児短時間勤務の学年範囲を小学3年生までから小学6年生までに引き上げることを要望する。	育児短時間勤務の対象年齢を小学校6年生までとする。	妥結
育児短時間勤務制度の適応期限、現行の「小学校4年生の始期まで」から、「小学校5年生の始期まで」に延長を要求する。	育児短時間勤務制度の適応期限、現行の「小学校4年生の始期まで」から、「小学校5年生の始期まで」に変更する。	妥結

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
育児休業等に関して以下のとおり要求する。 (a)育児休業制度対象の子を小学校就学の始期までの児童に変更 (b)所定労働時間の短縮措置等、時間外労働・深夜業の制限、子の看護休暇制度の対象の子を中学校就学の始期までの児童に変更すること。	(a)育児休業対象の子は3才までとする。 (b)所定労働時間の短縮措置、時間外労働・深夜業の制限および子の看護休暇制度の対象の子は小学校3年生までとする。	妥結
育児のための短時間勤務制度について子が小学校3年生を終えるまでの期間に適用を拡大する	育児のための短時間勤務制度について子が小学校3年生を終えるまでの期間に適用を拡大する	妥結
育児時短勤務の対象を「小学校3年生に達するまで」を「小学校卒業まで」と改定。	要求通り	妥結
育児短時間勤務制度の適用期間の延長	育児短時間勤務制度の適用期間の延長(3歳まで→小学1年生まで)	実施を検討
育児休業規定の改正	短時間勤務を小学校就学前まで、から、小学校入学後初めての夏休みの終わりまでに拡充	妥結
育児短時間勤務対象期間の延長(現行3歳までのところ、小学校3年生まで延長すること)	育児短時間勤務対象期間が小学校入学前までに延長	妥結
育児による短時間勤務者の範囲を子が小学校3年生の始期に達するまで拡大するよう要求する。	育児による短時間勤務者の範囲を子が小学校1年生の始期に達するまで拡大する	妥結
所定労働時間の短縮措置の取得期間拡充	組織全体の最終目標を「小学校卒業まで」と定め、2021春季生活闘争では4単組が要求を掲げた。交渉の結果、14単組中、1単組を除き、小学校就学以降で取得が可能となった(卒業まで1、4年生まで1、3年生まで8、2年生まで1、1年生まで3)。	妥結
育児・介護休暇の時間単位取得	育児・介護休暇の時間単位取得	妥結
看護休暇および介護休暇の時間単位取得	2021年4月より運用する	到達
介護における時短勤務について社内実態調査をおこない、対象者および希望者へ社内制度を含め、介護福祉制度の説明会を継続的におこなうこと。	要求どおり実施する。	妥結
短時間勤務利用可能期間拡大を要求	介護理由の短縮勤務制度について、利用期間を3年とする期間および回数制限(2回まで)の撤廃を実施する	妥結
介護フレックス勤務制度の適用拡大	介護フレックス対象者拡大(同居間わず2親等)期間を事由消滅までとする	到達
育児支援制度の拡充(対象となる子の年齢を小学校3年生修了時までとする)	育児支援制度の拡充(対象となる子の年齢を小学校3年生修了時までとする)	妥結
「育児時間」について、取得可能な期間を「産後休暇終了後から1年間」へと適用拡大することを求めます。	育児時間の取得可能期間については、産後休業終了後から1年間とします。なお2021年6月1日実施に向けて手続きをおこないます。	妥結
育児時間に有給とすることを求める	育児時間については2021年6月から有給とする。	妥結
育児介護等休暇・休業制度	・育児休暇は、育児目的での積立休暇の利用を含め、育児関連休暇・育児休業等を取得しやすい環境整備を進める。 ・育児短時間勤務取得可能時期を現行の「小学1年の終了時まで」から延長することを検討。	妥結
職場と家庭の両立(ワークライフバランス)の理解浸透に向けた、組合員・社員の意識醸成および具体的に考えるための機会提供	育児・介護・治療等のライフイベントと仕事の両立を支援する制度の理解・浸透を図り、制度を利用しやすい職場風土を醸成していく。	妥結
育児介護等休暇・休業制度	育児・介護休業の制度を整備するとともに、同制度が活用しやすく、スムーズな職場復帰ができる環境を整備する。	妥結
男性の育児参加について出産日を起算日とした産前産後にあたる期間の20日間は半日有給やノー残業を併用した、男性が育児参加する「育パパチャレンジ制度」を新設 育児や介護と仕事の両立支援のため、育児や介護をしながら仕事に従事する従業員が充実した様々な支援を受けられること、また育児休業や介護休業の従業員が復職前のサポート、復職後の仕事と生活の両立が出来ることを含めた「YBファミリープロジェクト」の新設	「育パパチャレンジ制度」と「YBファミリープロジェクト」は継続協議とする。	継続協議
育児関連諸制度における子の対象期間を小学校6年生修了までとする	制度のあり方全般について労使協議を行う(2件あり)	妥結
仕事と介護を両立できる仕組みづくりの実施(介護実態調査の実施、外部相談窓口の設置など)	具体的な取り組み実施に向け、21年上期内に実態調査を行いながら継続して協議を実施する。	継続協議
育児休業期間・介護休業期間の延長	育児休業・介護休業時間を3年間まで延長	妥結
ワーク・ライフ・マネジメントの推進について	3歳までの範囲で育児休職を2回まで取得することを可能とする。	妥結
育児休業制度の要件を緩和すること。(育児休業終了予定日の繰り上げを認めること)	原則1か月前までに申し出ることにより育児休業終了予定日の繰り上げを認める。	妥結
育児・介護休暇の取り組み	育児休業・介護休業など両立支援の制度化を求めるとともに、取得推進にむけて取り組んだ。また、「Let's challenge両立支援ガイドブック(2018年改訂版)」を活用し、制度の周知をはかった。	前進あり

要求・取り組みの具体的な内容	回答・妥結の具体的な内容	進捗状況
介護休暇、介護休職の改定を要求。	介護休暇について、取得可能な日数を「要介護者が1人につき年10日」に引き上げ。介護休職について、取得可能な期間を「対象家族1人につき、通算2年間に」引き上げ。介護勤務について、取得可能な期間を「対象家族1人につき利用開始日より介護を必要とするすべての期間」介護ができるような制度に改定	妥結
育児・介護休業制度を実効あるものにするため経済保障、期間延長等の改善を図ること。	育児や介護など事情を抱える職員の働き方の選択肢として在宅勤務制度を導入。	妥結
障がいのある子を養育する場合は勤務時間を6時間とし、子が満20歳の誕生日後に最初に到達する3月まで認める	障がいのある子を養育する場合は勤務時間を6時間とし、子が満20歳の誕生日後に最初に到達する3月まで認める	妥結
・育児を行ながら勤務している職員のため、現状では就学前までと規定されている短時間勤務制度について、適用期間の拡充等、支援策を講じること。 ・介護が必要な家族のいる職員が、その対応を希望する場合は、異動等について配慮するとともに、介護者が安心して介護に携われる支援策を講じること。	仕事と育児の両立支援及び女性活躍の推進に資するため、育児部分休業制度について、対象となる子に「障害児であって満18歳未満の子」を加えるよう、関係規定の改正を進めているところである。	一旦交渉終了
②男性の育児休業取得促進に向けた取り組み		
男性の育児休職制度の周知と取得奨励の義務化	男性の育児休職制度の周知と取得奨励化	前進
ワーク・ライフ・マネジメントの推進について	配偶者の妊娠が確認された段階で、社員本人に育児に関する各種支援制度の案内をおこなうなど、ブッシュ型のアプローチをおこなう仕組みづくりを2021年度中に構築する	妥結
男性の育児参画意識向上に向けた取組みについて協議	育児を控える方々のコミュニティづくりを進めていくことを確認	到達
育児介護休業法の改正に伴う、出生時育児休業の制度化に向けた議論を行うこと。	組合要求通り法改正に合わせて制度設計を行う	継続協議
③不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み		
積立有給休暇制度に不妊治療の際も使用できるよう要求	要求どおりに妥結	妥結
積立休暇の使用単位を1日から半日単位への見直し(療養・介護・妊娠婦通院・不妊治療事由に限る)	春闇要求にて、積立休暇の使用単位を1日から半日単位への見直し(療養・介護・妊娠婦通院・不妊治療事由に限る)を獲得	妥結
積立年休の使用範囲の拡大	不妊治療を理由とする場合、半日単位の積立年休使用が可能となった。	妥結
積立休暇取得条件の緩和と使用目的の新設(不妊治療での取得を新設)	積立休暇取得条件の緩和と使用目的の新設(不妊治療での取得を新設)	妥結
不妊治療における休暇制度の拡充を要求	年10日の特別無給休暇を創設する	到達
不妊治療を受けながら仕事ができる環境整備を目的とし特別休暇制度の導入	既存の休暇制度の取得要件へ不妊治療を追加	妥結
不妊治療を事由とした特別休暇の新設	不妊治療を事由とした特別休暇の新設	妥結
仕事と治療の両立に向けて休暇制度を以下のとおり拡充すること。 (1)特別繰越休暇制度の要件に不妊治療事由を追加すると共に、不妊治療・定期的かつ継続し治療が必要となる私傷病については、1日単位での取得ができるようにすること。 (2)不妊治療・定期的かつ継続した治療が必要となる私傷病に対応することができる無給の休暇制度を新設すること。	仕事と治療の両立に向けて休暇制度を以下のとおり回答する。 (1)特別繰越休暇制度において、不妊治療および悪性新生物・透析など、継続的に治療が必要となる私傷病に関しては、1日単位の取得を可能とする。 (2)貴要求には応じられない。	妥結
不妊治療休暇制度について検討すること。	特別繰り越し休暇について、不妊治療による1日単位の取得を認める。	妥結
(12) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進		
①次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進		
法人毎に行動計画の策定時期が相違しているため、策定時期に協議を行い点検を行う。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の内容を職員へ周知するとともに育児休業や特別休暇、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の整備に努めることを確認した。	合意(3法人) 協議中(3法人)
次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組み推進をはかること	現在、グループ各社において、「一般事業主行動計画」を策定し、育児休業の取得推進や育児休業者の職場復帰に向けた取り組み、等を実施しているが、さらなる取り組みとして①新規採用者や管理社員を含めた各種支援策の理解浸透、②男性の育児休業の取得推進、③『配偶者同行休職制度』の「国内同行」の適用拡大、④性別変更が認められ、戸籍変更を行った場合の社内手続の整備及び手続きの明確化等、の取り組みを推進していく。	妥結
次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を策定し、仕事と生活の調和が図れる環境整備をおこなうこと。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに努力する。	妥結
次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画(第5期行動計画)について、進捗状況などを労使間で共有化し、特例認定マーク「プラチナくるみん」を取得できるよう職場環境整備をすすめることとする。	次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画(第5期行動計画)について、進捗状況などを労使間で共有を行うこととする。特例認定マーク「プラチナくるみん」は将来的な取得を目指し検討を行うものとする。	確認